

社会福祉法人白樺会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白樺会の役員等報酬、旅費等に関する事項を定め、適正な支出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で役員等とは、法人の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

(出席報酬)

第3条 役員等が理事会、評議員会、監事監査、に出席したときには別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

(出席以外の報酬)

第4条 理事長（非常勤）及び非常勤の理事が、理事会以外の日において法人業務及び法人が実施する福祉サービスの事業、当該法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる時は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が、事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

(出張命令)

第6条 理事長は、法人運営に必要な役員研修、その他業務の円滑な遂行を図るために、出張命令を発することができる。報酬並びに旅費日当等は別表3のとおりとする。

(私有車での出張)

第7条 法人所有以外の自家用車等による出張を命じた場合は、燃料費・車両損料保険料等を含む車両使用料として、1 Kmあたり30円支給する。
2 私有車による出張中の車輛の損傷・事故にかかる全支出は、すべて自己の負担とする。

(改廃の手続き)

第8条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

別表 1（第 3 条関係）

名 称	報 酬	交 通 費
出席報酬	1 回につき 5, 0 0 0 円に源泉課税を 加算した額	5, 0 0 0 円

- 2 交通費は、居住地が片道概ね 5 0 km 以遠で、法人が支払いが必要と認めた場合に支給する。合理的な経路により計算した額が 5, 0 0 0 円を上回るときは実費を支給することができる。

別表 2（第 4 条及び第 5 条関係）

名 称	報 酬	交 通 費
理事長（非常勤）	1 回につき 3 5, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
職務代行者 第 1 位及び第 2 位理事	1 回につき 1 5, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
監事監査指導報酬等	1 回につき 1 5, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円

- 2 交通費は、業務執行の場所が概ね 5 0 km 以遠で、法人が支払いが必要と認めた場合に支給する。合理的な経路により計算した額が 5, 0 0 0 円を上回るときは実費を支給することができる。

別表 3（第 6 条関係）

名 称	宿 泊 料（上限）	日 当
報酬及び旅費	1 2, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円

- 2 旅費は、合理的な経路により計算した実費とする。ただし、予算の都合により打ち切り旅費を支給することができる。
- 3 出張中、タクシー、ハイヤーその他これに準ずる交通機関を利用した場合で、特に法人が必要と認めた場合は、その実費を支給する。
- 4 研修会等で宿泊先の指定の場合、その他業務の都合により、所定の宿泊料で不足となる場合で、法人が認めた場合に限りその実費を支給する。

付 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。